

柏原小学校 P T A 規約

第1章 名 称

第 1 条 本会は、大阪府柏原市立柏原小学校 P T A と称する。

第2章 目 的

第 2 条 本会は、下記の諸項目を目的とする。

1. 家庭と学校とに於ける民主教育の理解を深めその推進をはかる。
2. 児童福祉の増進と心身の健全な発達を遂げさせる為に会員相互の積極的な協力をする。
3. 家庭、社会生活の改善をはかる為、会員相互の向上につとめる。
4. 学校内外の教育的環境の整備拡充につとめる。
5. 前各号の目的達成に関連のある一切の業務

第3章 方 針

第 3 条 本会は、前条の目的を達成する為に次の方針に基づいて活動する。

1. 教育を本旨とする民主団体として活動する。
2. 営利的、宗派的、政党的、その他この会の事業以外の活動を目的とする団体や事業およびいかなる職務の候補者や議員を推薦・支持することはない。
3. 関係当局に充分なる学校費用を要求することはあっても、強制的に保護者その他から寄付をとらない。
4. 学校の管理や教育方針および教員の人事には干渉しない。

第4章 会 員

第 4 条 本会の会員は、本校に在籍する児童の保護者および本校に勤務する校長、教頭、教職員であり会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第5章 会 計

第 5 条 本会の経費は会費および自発的寄付ならびに事業収入によってあてる。

第 6 条 会費は1口月額150円で口数は1口以上3口以内とする。原則として、保護者それぞれが申し込むものとする。

第 7 条 本会の資産は第2章の目的達成以外には使用できない。

第 8 条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第 9 条 慶弔規程については別途定める。

第6章 役 員

第10条 本会には下記の役員をおく。

1. 会 長 1名（保護者）
2. 副会長 1名（保護者）
3. 書記長 1名（保護者）
4. 会 計 1名（保護者）

（書記長補佐、会計補佐は教職員から1名ずつ任につく。書記長補佐、会計補佐は校長が推薦し、会長がこれを委嘱する。）

第11条 役員の仕事は下記の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、総会の議決事項に基づいて執行の責に任ずる。

総会、委員総会、役員会、実行委員会、特別委員会、第1回選挙管理委員会の招集権者および議長は会長とする。

会長不在時は副会長、書記長、会計の順とする。

柏原小学校区健全育成会、柏原市 P T A 協議会、その他の会議等へ出席する。

2. 副会長は会長を補佐して会長不在時はその代理をつとめる。
3. 書記長はすべての会合の議事ならびに会の活動状況を記録保管すると共に各種の会合の通知をする。
4. 会計は金銭の収入、支出を正確に記録し、領収証と共に保管し、会員の要求ある時は閲覧に供し、総会においては会計監査を経た決算を報告する。

第12条 1. 役員の仕事は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

ただし、2年以内の留任をさまたげない。

2. 役員に欠員の生じた場合は後任者の任期は前任者の残任期間とする。

ただし、任期の2分の1以上経過の場合は後任者を選ばないこともある。

第7章 会計監査

- 第13条 本会には保護者から会計監査を1名以上3名以内おく。
- 第14条 会計監査は、金銭収支に関し年2回以上会計監査をし、総会に監査の結果を報告する。実行委員会に出席し、意見を述べるができるが、議決権は無い。
- 第15条 1. 会計監査の任期は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
ただし、2年以内の留任をさまたげない。
2. 会計監査に欠員の生じた場合は後任者の任期は前任者の残任期間とする。
ただし、任期の2分の1以上経過の場合は後任者を選ばないこともある。

第8章 常任委員長

- 第16条 本会には下記の常任委員長をおく。
1. 企画委員長 1名（保護者）
 2. 広報委員長 1名（保護者）
 3. 保健体育委員長 1名（保護者）
 4. 給食委員長 1名（保護者）
 5. 学級委員長 1名（保護者）
- 第17条 常任委員長の任務は下記の通りとする。
1. 企画委員長は企画委員会を代表し、本会の目的および実施に即した各種の計画を立案し実行委員会に諮り、その審議結果に基づいて執行の責に任ずる。企画委員会の招集権者および議長は企画委員長とする。企画委員長不在時は企画委員の協議によって招集権者および議長を選出する。
3校PTA合同講演会の実行委員会に出席する。
 2. 広報委員長は広報委員会を代表し、会員ならびに児童の文化向上と家庭および社会教育の振興につとめる計画を立案し実行委員会に諮り、その審議結果に基づいて執行の責に任ずる。広報委員会の招集権者および議長は広報委員長とする。広報委員長不在時は広報委員の協議によって招集権者および議長を選出する。
 3. 保健体育委員長は保健体育委員会を代表し、会員の保健、体育の向上につとめる計画を立案し実行委員会に諮り、その審議結果に基づいて執行の責に任ずる。保健体育委員会の招集権者および議長は保健体育委員長とする。保健体育委員長不在時は保健体育委員の協議によって招集権者および議長を選出する。
 4. 給食委員長は給食委員会を代表し、会員ならびに児童の食生活の改善ならびに学校給食に協力する計画を立案し実行委員会に諮り、その審議結果に基づいて執行の責に任ずる。給食委員会の招集権者および議長は給食委員長とする。給食委員長不在時は給食委員の協議によって招集権者および議長を選出する。
 5. 学級委員長は学級委員会を代表し、会員の増加と本会の趣旨の解明につとめるとともに、各学級の教育向上について学級担任と協力し、併せて児童の健全育成並びに交通安全対策をはかる計画を立案し実行委員会に諮り、その審議結果に基づいて執行の責に任ずる。学級委員会の招集権者および議長は学級委員長とする。学級委員長不在時は学級委員の協議によって招集権者および議長を選出する。
- 第18条 1. 常任委員長の任期は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
ただし、2年以内の留任をさまたげない。
2. 常任委員長に欠員の生じた場合は後任者の任期は前任者の残任期間とする。
ただし、任期の2分の1以上経過の場合は後任者を選ばないこともある。
- 第19条 常任委員長は委員を選定し会長がこれを委嘱する。

第9章 クラス委員

- 第20条 本会には保護者からクラス委員を各組2名（6年生は各組3名）おく。
- 第21条 クラス委員は学級委員会と協力してクラスの親睦等を図ることとする。
- 第22条 1. クラス委員の任期は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
2. クラス委員に欠員の生じた場合は後任者の任期は前任者の残任期間とする。
ただし、任期の2分の1以上経過の場合は後任者を選ばないこともある。
- 第23条 クラス委員の選定は各組内において互選（児童によるくじ引き）によって選定する。
- 第24条 各学年代表は委員総会においてクラス委員の中から互選によって学年代表1名（6年生は2名）を選定し会長がこれを委嘱する。

第10章 選挙管理委員会の発足

- 第25条 次年度の役員、会計監査、常任委員長を選出する機関として、選挙管理委員会を発足する。尚、発足は9月1日から9月10日までにおこなう。

- 第26条 選挙管理委員会は、各学年代表から6名、実行委員会から1名、教職員から2名、オブザーバーとして会長、副会長、書記長、校長、教頭をもって構成する。
- 第27条 1. 第1回選挙管理委員会の招集権者は会長とする。
2. 第2回以降の選挙管理委員会の招集権者は選挙管理委員長とする。
- 第28条 第1回選挙管理委員会において、各学年代表の中から互選によって選挙管理委員長を選出し会長がこれを委嘱する。
- 第29条 9月11日から9月30日までの間、役員、会計監査、常任委員長の立候補者を受け付ける。
- 第30条 立候補届出用紙は、児童を通じて保護者に配布し回収する。
- 第31条 届出がある場合は10月1日から10月10日までの間に保護者に公示する。
- 第32条 役員、会計監査、常任委員長に定数を超える届出がある場合は、選挙によって選出する。
1. 10月11日から10月20日までの間を選挙投票期間とする。
2. 投票用紙は、児童を通じて保護者に配布し回収する。
3. 選挙結果については開票作業が終わりしだい選挙管理委員長から児童を通じて保護者に開示する。
- 第33条 総会での役職者承認をもって、選挙管理委員会は解散する。

第11章 選出委員会の発足

- 第34条 立候補および選挙投票期間を終え、役員（会長・副会長除く）、会計監査、常任委員長のいずれかが選出されていない場合、選出委員会を発足させる。
- 第35条 選出委員会は、選挙管理委員会の役職者をもって構成する。選出委員会の長は、選挙管理委員長が引き継ぐものとする。
- 第36条 第1回選出委員会の招集権者は選挙管理委員長とする。第2回以降の選出委員会の招集権者は選出委員長とする。
- 第37条 役員、会計監査、常任委員長の選出方法は次の通りとする。
1. 会長、副会長、については、選出委員会より指名する。
2. 1～5年の各組より候補者2名を、児童による抽選によって選出する。
3. 候補者は選出者会において、未選出の役職を話し合いにて決める。尚、話し合いで決まらない場合は、投票もしくは抽選で決める。
4. 細則は別に定める
- 第38条 役職者が定数選出されれば、決算総会で選出委員長より報告し、承認をえて就任する。
- 第39条 総会での役職者承認をもって、選出委員会は解散する。

第12章 総会

- 第40条 総会は本会の最高議決機関であって4月または5月および2月または3月に定時総会を開催する。会長または実行委員会が必要と認めた場合および全会員の5分の1以上の要求のあった場合は臨時総会を開催する。
- 第41条 総会を開催する場合は、5日前にその日時、場所、議案をあらかじめ通知する。
- 第42条 総会に招集されるのは全会員とする。
- 第43条 総会の定足数は会員の3分の1以上とし、決議は参加者の過半数の同意を必要とする。ただし、委任状提出は出席者とみなすも議決権はない。
- 第44条 次の事項は総会において審議しその承認を得なければならない。
1. 事業計画
2. 予算
3. 決算
4. 規約の改廃
5. 会費その他重要な事項

第13章 委員総会

- 第45条 4月または5月の定時総会前に委員総会を開催する。
- 第46条 委員総会を開催する場合は、5日前にその日時、場所、議案をあらかじめ通知する。
- 第47条 委員総会に招集されるのは役員、会計監査、各常任委員長、各常任委員、クラス委員、校長、教頭、各常任委員担当の教職員とする。
- 第48条 委員総会の定足数は招集される者の3分の1以上とし、決議は参加者の過半数の同意を必要とする。ただし、委任状提出は出席者とみなすも議決権はない。
- 第49条 次の事項は委員総会において審議しその承認を得なければならない。
1. 4月または5月に開催する総会に提出する事業計画

2. 4月または5月に開催する総会に提出する予算
3. その他重要な事項

第14章 役員会

- 第50条 役員をもって役員会を構成する。
- 第51条 役員会の任務は常任委員長を選定し会長がこれを委嘱する。
- 第52条 役員会の定足数は招集される者の2分の1以上とし、決議は参加者の過半数の同意を必要とする。ただし、委任状提出は出席者とみなすも議決権はない。
- 第53条 校長および教頭は役員会に出席し意見を述べることができる。

第15章 実行委員会

- 第54条 役員、常任委員長、校長、教頭をもって実行委員会を構成する。
- 第55条 実行委員会の任務は下記の通りとする。
1. 各常任委員会で立案された事業計画を審議検討する。
 2. 総会に提出する議案ならびに議事日程を作成する。
 3. その他重要な事項
- 第56条 実行委員会の定足数は招集される者の2分の1以上とし、決議は参加者の過半数の同意を必要とする。ただし、委任状提出は出席者とみなすも議決権はない。

第16章 常任委員会

- 第57条 本会の目的を達成する為に次の常任委員会を設ける。
1. 企画委員会
 2. 広報委員会
 3. 保健体育委員会
 4. 給食委員会
 5. 学級委員会
- 第58条 各常任委員会の事業計画については、実行委員会に諮らねばならない。
- 第59条 校長および教頭は常任委員会に出席し意見を述べるができる。

第17章 特別委員会

- 第60条 実行委員会が必要であると認めるときは特別委員会を設けることができる。
- 第61条 特別委員会の委員長は実行委員会において適任と認める者を選定し会長がこれを委嘱する。ただし、第4条の限りではなく、役員経験者を選定することもできる。

第18章 雑 則

- 第62条 役員、会計監査、常任委員長、常任委員、クラス委員の役職免除期間は次の通りとする。
1. 役員、会計監査、常任委員長は、任期が満了した翌年度より5年間、役職を免除する。
 2. 常任委員、クラス委員は、任期が満了した翌年度より3年間、役職を免除する。
 3. 免除の期間中であっても、立候補、推薦等による再任はこの限りではない。
- 第63条 本規約に記載のない事項については実行委員会において協議する。
- 第64条 個人情報の扱い
1. 本会は個人情報（会員の名前・住所・電話番号等、個人を特定できる情報）の保護とその管理体制を整える。
 2. 本会が収集した個人情報は、本会の目的を達することに限り利用する。
 3. 本会が収集した個人情報は、第三者に開示しない。ただし、法令の定める場合はこの限りではない。
 4. 本会はその活動を通じて、会員の個人情報保護についての意識を高め、学校における児童の個人情報保護に向けての取り組みに協力する。

附 則（平成18年3月3日）

1. 本規約は平成26年5月9日から施行する。

改 正 履 歴

平成18年	3月	3日	改正（明文化を図るとともに条文構成の整備）
平成19年	5月	11日	改正（クラス委員選出の際の除外対象者の変更）
平成22年	3月	3日	改正（地区委員会の廃止、広報委員会への名称変更）
平成25年	5月	10日	改正（特別委員会委員長の委嘱について）
平成26年	5月	9日	改正（クラス委員の選定について）
平成28年	5月	12日	改正（役職の免除期間について）
平成29年	2月	22日	改正（選出委員会の発足について）
平成31年	2月	27日	改正（幼・小・中委員への名称変更、個人情報の扱いについて）
令和4年	5月	9日	改正（幼・小・中交流委員長及び、幼・小・中交流委員会の削除）